

報告第9号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年8月26日

北本市長 三 宮 幸 雄

専 決 処 分 書

北本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年7月20日

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

北本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。